

都市計画課 育児休業代替職員(土木職)募集要項

次のとおり育児休業代替職員(土木職)を募集します。

1 職務内容

- (1)電話、電子メールによる問い合わせ対応
- (2)パソコンによる各種データ入力
- (3)都市施設の都市計画決定及び変更に関すること。
- (4)都市計画道路の検証・見直しに関すること。
- (5)その他事務補助(庶務等)

2 応募資格

- (1)土木施工管理技士(1 級・種別を「土木」とする 2 級)の資格を所持していること。
 - (2)ワード、エクセルを使った基礎的なパソコン操作ができること。
 - (3)性別・学歴は問いません。
 - (4)平成14年4月1日以前生まれであること。
 - (5)日本国籍であること。
- ※地方公務員法第16条に該当する人(次のいずれかに該当する人)は受験できません。
- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
 - ・埼玉県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
 - ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

3 求める人材

- (1)コミュニケーション能力や協調性、柔軟性を有する方
- (2)電話での応対等が適切にできる方
- (3)エクセル等を用いて、簡単な集計、とりまとめ処理等が可能な方

4 採用予定者数

1人

5 勤務条件

- (1)任用期間
令和7年5月1日から令和8年5月6日まで
- (2)勤務日数・勤務時間
週5日・8 時 30 分～17 時 15 分の間の7時間45分
※休憩時間:正午～午後1時(60分)

(3)休日

原則、土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始(12月29日～翌年1月3日)です。

(4)休暇

県の規定により付与します。

(5)報酬

月額:248,100～283,900円

※報酬は学歴・経験を考慮の上、決定します。

(6)諸手当

支給要件に該当する人には、条例に基づき通勤手当、期末・勤勉手当、時間外勤務手当等が支給されます。

(7)交通費

別途支給(県の規定によります。)

※通勤距離の片道が2km 未満の場合等には支給されません。

(8)社会保険

健康保険、厚生年金保険、公務災害補償

※加入条件を満たす場合に限りです。

(9)勤務地

埼玉県都市整備部都市計画課内

所在地:〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1

(埼玉県庁第二庁舎2階)

※車通勤不可(駐車場なし)

※「5 勤務条件」については、採用までに関係条例、規則等の改正が行われた場合は、その定めるところにより変更します。

6 応募について

(1)応募は、令和7年3月10日(月)【必着】までに下記担当宛てに、本募集要項に添付している履歴書・身上書に写真を貼り、必要事項を記入の上、提出してください。

また、土木施工管理技士の資格証の写しも併せて提出してください。

* 平日の昼間に連絡が確実にとれる電話番号を記入してください。

(2)提出は、郵送又は持参となります。

(3)封筒の表面には「育児休業代替職員応募」と朱書きし、裏面に御自分の住所、氏名を明記してください。

(4)郵送される場合、簡易書留等によらない場合の事故については、責任を負いません。

(5)持参される場合の受付時間は、平日午前8時30分から正午、午後1時から午後5時までです。

(6)応募書類の返却はしませんので、予め御了承ください。

7 選考方法等について

(1) 第一次審査

応募書類による選考を行います。選考を通過した方のみ第二次審査のご連絡をします。

(2) 第二次審査(第一次審査合格者のみ実施)

第二次審査(面接)は、令和7年3月13日(木)～3月14日(金)頃を実施する予定です。

※時間及び場所については、令和7年3月10日(月)までに電話で連絡します。

(3) 最終選考結果

令和7年3月下旬頃に結果を第二次審査の受験者全員に通知します。

8 応募書類の提出及び問い合わせ先

所在地: 〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1(埼玉県庁第二庁舎2階)

担 当: 都市整備部都市計画課総務・企画・景観・屋外広告物担当 登倉

電 話: 048-830-5335